

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月6日

【会社名】 東部ネットワーク株式会社

【英訳名】 TOHBU NETWORK CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若山 良孝

【本店の所在の場所】 横浜市神奈川区栄町2番地の9

【電話番号】 045(461)1651(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務兼専務執行役員 三澤 秀幸

【最寄りの連絡場所】 横浜市神奈川区栄町2番地の9

【電話番号】 045(461)1651(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務兼専務執行役員 三澤 秀幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2-1)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月28日の第109回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭 総額 40,507,598円

ロ 効力発生日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う複数の社外取締役を含む監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 自然災害や新型コロナウイルス等の感染症等の不測の事態が原因で、株主総会の開催が困難

であると判断される場合においても、遅滞なく剰余金の配当を可能とするため、取締役会においても配当決議を行うことを可能とすべく、変更案第42条(剰余金の配当等の決定機関)の新設を行うものであります。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役として、若山良孝、三澤秀幸、安藤功、福田哲郎、阿部悟志の5氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、高山裕之、野口誠、稲村久仁雄、尾崎眞二の4氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等

の

額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、月額9百万円以内、年額換算額1億8百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、月額150万円以内、年額換算額1千8百万円以内とすること、及び

各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度に係る報酬決定の件  
 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、改めて第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対し、本制度を継続することにつきご承認をお願いするものであります。

第8号議案 会計監査人選任の件  
 当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに普賢監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第9号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続の件  
 当社は、2019年5月9日付当社取締役会決議及び2019年6月26日付第106回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）を導入しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとされております。  
 当社は、2022年5月10日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を継続するとともに、現対応方針を実質的に同一の内容にて継続することを決定しました。本対応方針継続にあたり、文言等所要の修正を行っておりますが、現対応方針の内容から実質的な変更はありません。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案	41,065	1,098	0	(注)1	可決 97.39
第2号議案	39,415	2,748		(注)2	可決 93.48
第3号議案				(注)3	
若山 良孝	38,774	3,389	0		可決 91.96
三澤 秀幸	41,314	849	0		可決 97.98
安藤 功	41,312	851	0		可決 97.98
福田 哲郎	41,414	749	0		可決 98.22
阿部 悟志	41,415	748			可決 98.22
第4号議案				(注)3	
高山 裕之	41,761	402	0		可決 99.04
野口 誠	39,190	2,973	0		可決 92.94
稲村 久仁雄	39,197	2,966	0		可決 92.96
尾崎 眞二	41,761	402	0		可決 99.04
第5号議案	41,745	418	0	(注)1	可決 99.00
第6号議案	41,745	418	0	(注)1	可決 99.00
第7号議案	40,808	1,355	0	(注)1	可決 96.78
第8号議案	41,789	374	0	(注)1	可決 99.11
第9号議案	36,473	5,690	0	(注)1	可決 86.50

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議

決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上